

第4部 航空災害対策計画

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画によるものとする。

主な実施機関

市町村，
県(危機管理局，秘書課，管財課，保健福祉政策課，医療政策課，健康増進課，
薬務課，水産課，交通政策課，道路保全課，港湾課，病院局)，警察本部，
四国管区警察局，四国厚生支局，四国地方整備局，四国運輸局(徳島運輸支局)，
徳島空港事務所，
徳島地方気象台，小松島海上保安部
西日本電信電話株式会社，(株)エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店，
日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，
本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国放送(株)，
(社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)
自衛隊

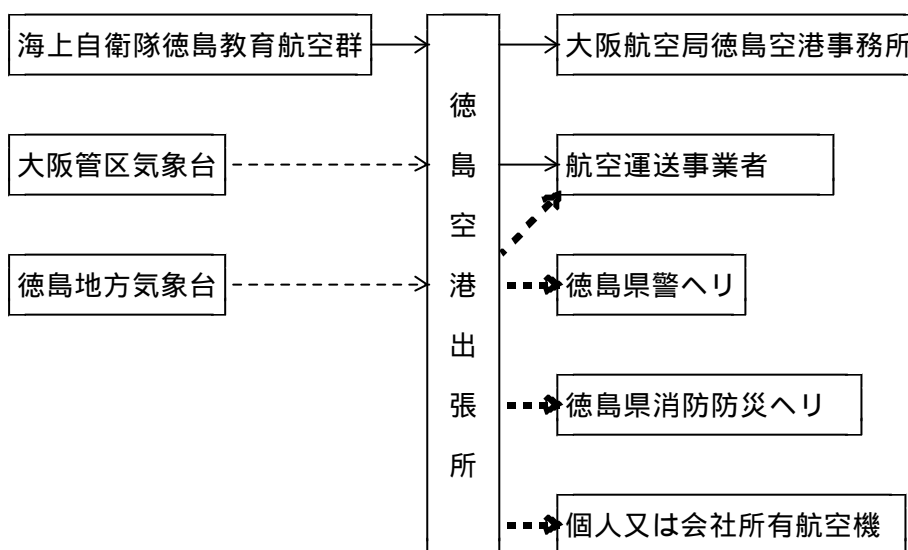
第1章 災害予防

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 気象に関する情報等の伝達

気象に関する注意報・警報，情報の伝達については，第2部第2章第4節「情報通信計画」によるものとする。

気象観測資料・気象資料の伝達系統は次のとおりとする。



- > 観測資料(徳島教育航空群観測)
- > 気象資料
- > 気象状況の解説及び観測資料・気象資料等閲覧

第2 航空交通の安全のための情報の伝達

徳島空港事務所は，航空路誌，航空情報等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

航空運送事業者は，航空交通の安全に関する各種情報を様態，要因毎等に分類，整理し，事故予防のために活用し，必要な措置を講ずるものとする。

航空運送事業者は，分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し，情報の活用を促進するものとする。

第2節 航空機の安全な運航の確保

徳島空港事務所は、航空運送事業者に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

2 情報の分析整理

徳島空港事務所，県及び市町村は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理するものとする。

3 通信手段の確保

防災機関は，第2部第1章第15節「防災施設等整備計画」及び第2部第2章第4節「情報通信計画」に基づき，災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関及び航空運送事業者は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

航空災害時における防災関係機関の連携については，第2部第2章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとする。

第3 搜索，救助・救急活動関係

1 搜索活動関係

警察本部は，搜索活動を行うために有効な装備，資機材，車両等の整備に努めるものとする。

小松島海上保安部は，搜索活動を迅速かつ的確に実施するため，搜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

2 消火救難及び救助・救急，消火活動関係

徳島空港事務所及び市町村は，救助工作車，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助

用資機材の整備に努めるものとする。

徳島空港事務所及び市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

3 医療活動関係

徳島空港事務所、県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に努めるものとする。

徳島空港事務所、県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部及び県、市町村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

徳島空港事務所、県及び市町村は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

徳島空港事務所、県及び市町村は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災機関等の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

徳島空港事務所は、航空運送事業者、消防機関、警察機関等の防災機関と相互に連携した訓練を実施するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

徳島空港事務所等が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

第2章 災害応急対策

第1節 発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 災害情報の収集・連絡

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」によるものとする。

徳島空港事務所と小松島海上保安部、板野東部消防組合及び警察本部との航空機の搜索救難のための情報交換については、徳島空港事務所が各機関との間で申し合わせた「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」によるものとする。

「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、
調整体制に関する協定」
「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」

} を別冊資料編に添付

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

航空災害が発生した場合の各防災機関の活動体制は、第2部第2章第1節「活動態勢計画」及び第2節「県の配備体制及び職員の配置計画」によるほか、次のとおりとする。

1 航空運送事業者の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

2 徳島空港事務所、県及び市町村の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

航空災害発生時における広域的な応援体制については、第2部第1章第15節「広域応援計画」によるほか、次のとおりとする。

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な航空事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

徳島空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

航空事故災害における自衛隊の災害派遣は、第2部第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」及び「徳島飛行場における消火救難業務に関する協定(昭和54.10.1締結)」に基づく徳島空港長の要請によるものとする。

「徳島飛行場における消火救難業務に関する協定」を別冊資料編に添付

第3節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動

第1 搜索，救助・救急及び消火活動

小松島海上保安部は，「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50.5.15締結）」により適切な搜索救難措置を実施する。

板野東部消防組合消防本部は，「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50.5.20締結）」により，適切な搜索救難措置を実施する。

警察本部は，「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50.5.20締結）」により，適切な搜索救難措置を実施するほか，航空災害が発生した場合においては，事故発生地を管轄する警察署員，広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ，関係機関と緊密に連携し，乗客，乗務員等の救出・救助活動を迅速に行うものとする。

消防機関，県及び警察本部は，ヘリコプターなど多様な手段を活用し，相互に連携して搜索を実施するものとする。

鳴門市及び板野東部消防組合消防本部は，「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（鳴門，昭和45.12.1締結，板野東部，昭和47.4.1締結）」に基づき応急対策に協力する。

「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」
「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」

} を別冊資料編に
添付

第2 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については，第2部第2章第14節「医療及び助産計画」によるほか次により実施するものとする。

1 徳島空港事務所

徳島空港事務所長は，「徳島空港医療救護に関する協定書」に基づき，地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。また，地元医師会に要請後，速やかに県医師会へ報告するものとする。

2 要請を受けた地元医師会は，あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き，医療救護活動を実施するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

航空災害時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第2部第2章第32節「緊急輸送計画」及び第33節「交通応急対策計画」によるほか、次によるものとする。

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達活動については、第2部第2章第6節「災害広報計画」によるもののほか、次のとおりとする。

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。